

台風のもたらした傷痕

2020年東京オリンピック・パラリンピック
山武市はスリランカのホストタウン、キャンプ地です。

令和元年

11月号

2019 No.164


広報
sammu

さんむ

令和元年台風第15号・19号※による被害に関する被災者支援制度一覧

罹災証明書および被災証明書の発行

対 象		必要なもの	申請窓口
罹災証明書	居宅・併用住宅	罹災証明書交付申請書・印鑑・被害にあったことがわかる写真	課税課 ☎ 0475(80)1282
被災証明書	居宅以外の事務所や車庫、物品等	被災証明書交付申請書・印鑑・被害にあったことがわかる写真	

受付は平日の午前8時30分～午後5時15分となります。発行までは1週間以上お時間をいただく場合がありますので、御了承ください。また、半壊以上の被害と思われる場合は、現地の確認が必要となります。限られた人員で順次確認を行うため、ある程度のお時間をいただく場合がありますので御了承ください。

被災者の生活の支援とお問い合わせ窓口

制度の名称	対象者	支援内容	お問い合わせ
応急修理	住宅に「半壊」以上の被害を受け、修理することで継続して居住する方（半壊の場合は自らの資力で応急修理ができない方）	応急的な修理に対して支援 限度額 59万5千円（税込） 台風の被害と直接関係がある修理が対象（内装、設備は原則対象外）で、市が業者と契約し、限度額を超えるものおよび対象外の補修費は対象者が支払うこととなります	都市整備課 ☎ 0475(80)1192
応急修理（追加分）	住宅の「一部損壊」の被害を受け、修理することで継続して居住する方。 （損害割合が10%以上の住宅で自らの資力で応急修理ができない方）	台風第15号の被害を受けた方の応急的な修理に対して支援 限度額 30万円（税込） 台風の被害と直接関係がある修理が対象（内装、設備は原則対象外）で、市が業者と契約し、限度額を超えるものおよび対象外の補修費は対象者が支払うこととなります ※現在、国、県で詳細について検討中であり、決定しましたら、別途お知らせします	都市整備課 ☎ 0475(80)1192
支援策の検討	住宅の「一部損壊」の被害を受け、損害の割合が10%未満の住宅 ※対象内容検討中	台風第15号で「一部損壊」の被害を受けた方の修理に対して費用の一部を助成 ※現在、国、県で詳細について検討中であり、決定しましたら、別途お知らせします	都市整備課 ☎ 0475(80)1191
被災者住宅再建資金利子補給	被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入を行う方および市内の被災住宅の補修を行う方（令和元年9月9日以降に金融機関から融資を受けた方）	【利子補給対象となる借入額】 100万円以上500万円以下 【利子補給対象額】 金融機関からの借入償還残高 【利子補給率】 市の負担は2%以内 【利子補給期間】 利子の支払い開始日から5年間	都市整備課 ☎ 0475(80)1192 ※対象者、支援内容の詳細については窓口までお問い合わせください。
被災者生活再建支援金	罹災証明の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊（解体した場合）	全壊・・・・・・・・100万円（75万円） 大規模半壊・・・・・・・・50万円（37.5万円） 半壊（解体）・・・・100万円（75万円） ※再建方法により加算支援金が支給されます ※単身世帯は（ ）内の金額です	社会福祉課 ☎ 0475(80)2612
災害弔慰金・災害障害見舞金	《災害弔慰金》 災害により死亡した方のご遺族 《災害障害見舞金》 災害により法に定める重度の障害を受けた方	《災害弔慰金》 生計維持者・・・・・・・・500万円 その他の方・・・・・・・・250万円 《災害障害見舞金》 生計維持者・・・・・・・・250万円 その他の方・・・・・・・・125万円	社会福祉課 ☎ 0475(80)2612
千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	《千葉県災害弔慰金》 災害により死亡した方のご遺族 《千葉県災害見舞金》 ・災害により重傷を負った方または、災害により住家が全壊した世帯主	《千葉県災害弔慰金》 弔慰金・・・・・・・・10万円 《千葉県災害見舞金》 重傷を負った方・・・・・・・・3万円 住家が全壊した方・・・・・・・・10万円	社会福祉課 ☎ 0475(80)2612
災害援護資金の貸付け	・世帯主が災害により負傷し、療養に要する期間が概ね1カ月以上の世帯 ・家財（自家用車含む）の1/3以上の損害または、住居の半壊または全壊 ※所得制限あり	《世帯主負傷の場合》 ・世帯主の負傷・・・・・・・・150万円 ・家財の1/3以上の損害・・・・250万円 ・住居の半壊・・・・・・・・270万円 ・住居の全壊・・・・・・・・350万円 《その他の場合》 ・家財の1/3以上の損害・・・・150万円 ・住居の半壊・・・・・・・・170万円 ・住居の全壊・・・・・・・・250万円	社会福祉課 ☎ 0475(80)2612
固定資産税の軽減措置	罹災証明の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	固定資産税の納税義務者でその者が所有する固定資産につき損害を受けた固定資産に対して課する平成31年度分（第3期、第4期）の固定資産税を軽減し、免除します 住宅が滅失・損壊した納税義務者は、その住宅の敷地の固定資産について、引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い替えなどを行った場合は、それらに係る固定資産税の軽減措置を受けることができます	課税課 ☎ 0475(80)1282
被災ごみ処理費の減免	罹災証明または被災証明をお持ちの方	お住まいの地域のごみ処理施設への持ち込みにおいて、組合で処理できる家庭系被災ごみに限り、処理費（手数料）を減免します。※要事前予約 ◆成東地域 東金市外三町清掃組合 ☎ 0475(55)9141 ◆山武・松尾・蓮沼地域 山武郡市環境衛生組合 ☎ 0479(86)3516	環境保全課 ☎ 0475(80)1161

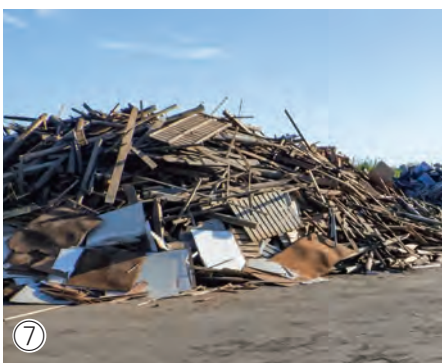
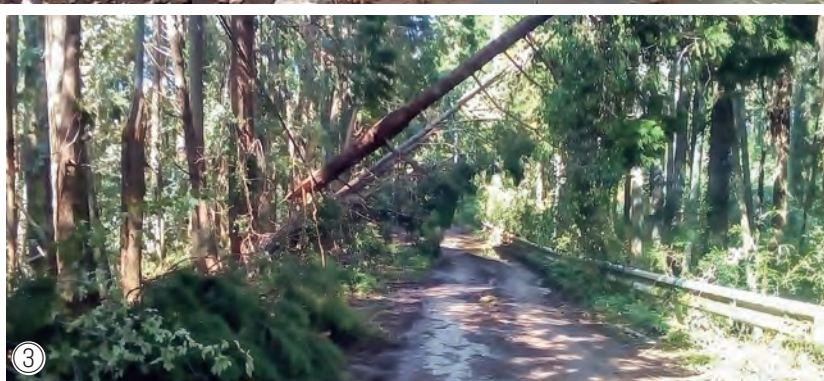
※19号による被災については適用されない制度があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

制度の名称	対象者	支援内容	お問い合わせ
国民健康保険税の軽減措置	罹災証明の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	世帯の前年分の総所得金額等の合計額が500万円以下の場合、その合計額に応じて災害を受けた日以降1年以内に到来する各納期について国民健康保険税を軽減し、免除します 《全壊》 100万円以下：100%減免 300万円以下：60%減免 500万円以下：20%減免 《大規模半壊・半壊》 100万円以下：50%減免 300万円以下：30%減免 500万円以下：10%減免	課税課 ☎0475 (80) 1281
市税の納税の猶予	被災に伴い、住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けられた方	被災により市税を納期内納付することが困難と認められる場合は、市税を分割で納付することができ、原則として1年以内に限り納税を猶予します。また、猶予期間中の延滞金が免除されます	収税課 ☎0475 (80) 1151
国民健康保険一部負担金の減免	災害により資産に重大な損害等を受けた方	被災された国民健康保険被保険者の方が、医療機関等を受診する際に、一部負担金（窓口負担）の減免が受けられる場合があります	国保年金課 ☎0475 (80) 1143
後期高齢者医療の一部負担金の減免・徴収猶予	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が2/10以上の方	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が2/10（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、保険医療機関等の窓口の一部負担金が減免される証明書が交付されます（一定の要件を満たしていない場合は、徴収猶予または対象外となります）《減免等期間》申請日から6カ月以内	国保年金課 ☎0475 (80) 1142
後期高齢者医療保険料の減免・納付猶予	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が3/10以上の方	居宅、家財、その他の財産について、損害の程度が3/10（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、所得と損害程度に応じて保険料が減免等されます《減免等期間》災害発生日以降に納期限が到来する今年度の保険料	国保年金課 ☎0475 (80) 1142
国民年金保険料の免除	居宅、家財、その他の財産のうち、その損害が最も大きい財産に係る損害が概ね1/2以上の方	居宅、家財、その他の財産のうち、その損害が最も大きい財産に係る損害が概ね1/2（保険等で補てんされる分を除く）以上の被保険者に対して、保険料が免除されます《免除期間》令和元年8月分から令和3年6月分まで（令和2年7月分以降は改めて申請が必要です）	国保年金課 ☎0475 (80) 1142
介護保険料の減免	災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けられた方	住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けられた介護保険サービス利用者に対して、損害の程度（保険等で補てんされる分を除く）や前年度所得に応じて、介護保険利用者負担額が減免されます	高齢者福祉課 ☎0475 (80) 2641
介護保険利用者負担額の減免	災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けられた方	住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けられた介護保険サービス利用者に対して、損害の程度（保険等で補てんされる分を除く）や前年度所得に応じて、介護保険利用者負担額が減免されます	高齢者福祉課 ☎0475 (80) 2641
セーフティネット資金	中小企業・小規模事業者であって、市から認定を受けた方（セーフティネット資金の申請は、認定を受けた後、取扱金融機関に相談・申し込みを行うことになります）	資金使途：運転資金および設備資金 融資限度額：8000万円以内 金利：1.0%～1.4%（融資期間による） 融資期間：運転資金 10年以内 設備資金 7年以内 保証料：0.75% 指定期間：令和元年9月8日～12月29日	わがまち活性課 ☎0475 (80) 1201
災害復旧貸付	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者	資金使途：運転資金および設備資金 貸付限度額：別枠で1.5億円 金利：基準利率 1.11%（貸付期間5年以内の基準利率（令和元年9月2日現在）） 金利引き下げ：貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引き下げ（貸付後3年間）	日本政策金融公庫 特別相談窓口 ☎043 (243) 7121
台風第15号による災害に関する特別相談窓口	中小企業・小規模事業者	山武市商工会において、市内の中小企業・小規模事業者に対し、特別相談窓口を設置	山武市商工会 ☎0479 (86) 5147
災害により被害を受けた学生（大学生、専門学校生等）への支援策	《緊急採用奨学金》 災害により、家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方 《減額返還・返還期限猶予》 災害等により奨学金の返還が困難となった方 《JASSO支援金》 災害により学生本人が現在居住している住宅に半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた方	《緊急採用奨学金》 ・第一種奨学金（無利息） ・第二種奨学金（利息付） 《減額返還・返還期限猶予》 ・奨学金の減額返還または返還期限猶予 《JASSO支援金》 ・10万円（返還不要）	（独）日本学生支援機構（JASSO） ☎0479 (86) 5147 政策企画部広報課 ☎03-6743-6011 ホームページ https://www.jasso.go.jp/
児童扶養手当の特別措置	被災した児童扶養手当受給資格者	被災者に対する児童扶養手当について、所得制限の特例措置を受けることができます	子育て支援課 ☎0475 (80) 2631
母子父子寡婦福祉資金制度の緩和等	被災した母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者	被災者に対する母子父子寡婦福祉資金制度の緩和等措置を受けることができます	子育て支援課 ☎0475 (80) 2631
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	罹災証明の判定 ・全壊 ・大規模半壊 ・半壊	・障害福祉サービス・補装具 ・日常生活用具・更生医療・育成医療のサービスを利用されている方の負担金を減免します	社会福祉課 ☎0475 (80) 2614

※支援内容等について変更される場合があります。その場合は市のホームページおよび回覧などでお知らせします。

山武市全域を襲った台風

千葉県全域に甚大な被害をもたらした2度の台風。
山武市でも長期にわたる停電、断水などさまざまな被害が
発生しました。



①倒壊した電柱 ②校舎の屋根
が落下した鳴浜小学校 ③倒木
により通行止めとなった県道
④被災した家屋に養生を行う消
防署員の皆さん ⑤給水の様子
⑥自衛隊の皆さんによるお風呂
の提供 ⑦被災ゴミの仮置き場
①③写真提供：今井秀成氏(麻生新田)